

■第5回中井町自治基本条例策定検討委員会 会議録

日 時	平成25年3月19日(火) 14時～
場 所	中井町役場3階3A会議室
出 席 者	野口委員(会長)、植木委員(副会長)、加藤委員、松田委員、早野委員、相原委員、小清水委員、梅橋委員、吉居委員、重田委員

- (1) 自治基本条例で定める内容の検討1
- (2) その他

<議事録>

会長

条例の形式については、いかがでしょうか。通常、法令では、～するものとする、～しなければならない、～努めるものとする、といった文章になる。しかし、最近の自治基本条例では、口語体で、～することができます、～努めます、といったように、比較的分かりやすい言葉にしている自治体がある。違いはあまりない。要は分かりやすくするかどうかである。法令なので厳格な表現にするか、住民にとけ込みやすい言葉にするか、議論して欲しい。

委員

である調が良い。法令なので明確にすべき。

委員

目的のなかの役割という文言を責務に変更した関係で、ある程度重みがあったほうが良い。条例の一般的な形が良い。

委員

法的に問題なければ、皆が読めるような、分かりやすい言葉のほうが良い。

委員

住民や団体がお互いに努めるということで、無理矢理やらせるのではなく、努めますとしたほうが良い。

委員

私も二人の意見に賛成です。住民からみて分かりやすいほうが良い。固い文書だと

とっつきにくい。

委員

私も同じです。

委員

条例であるならば、プライドや重みをもったほうが良い。

委員

議会基本条例は、どうなのか。中間的な表現はないのか。

事務局

議会基本条例の策定にあたっては、理解しやすい言葉、という前提があった。

会長

権利義務、財産権を縛るような、あるいは町民の行動を縛るような場合は、比較的
法令形式で「しなければならない」とする場合が多い。しかし、自治基本条例は宣言・
理念条例である。分かりやすい表現のものが最近出てきた。国の法律でも決められて
いないので、自由である。

委員

分かりやすいほうが良い。たいてい法令形式が多いが、「しなければならない」と
いうのは、上から目線の言葉である。その中で、「しなければなりません」という柔
らかい言葉を使うところも多い。模倣する必要はないが、分かりやすい言葉を使った
ほうが良い。

会長

意見が2つにわかれてきました。

委員

分かりやすいとは言いが、反面、条例や法令では、ですますだと表現しにくい部分
もある。

事務局

ます、で終る文言は議会基本条例では記述していない。努める、開催する、という

言葉にしている。

会長

理念型の条例なので、厳密、厳格にする必要はないという意見であるが、事務局はどのように考えるか。

事務局

最後を、です、ます、にまるめる違いなだけである。分かりやすいということにおいては、どのように文言が終ろうとも、途中の文章をちゃんと分かりやすく書くことが問題である。口調の選択は好みである。むしろ、内容を分かりやすく工夫すべきである。

会長

「または、及び、もしくは」といった使い方のほうが重要であるということか。上から目線なのかどうかは、町民が受け取る印象による。押し付けられるのが嫌ならば、口語体にするべきか。しかし、法令文章に慣れるのも国民の義務である。よって、きちっとした文章のほうが良いという意見も間違っていない。

委員

上から目線というが、条例自身が町民のものである。上から目線にはならないのではないか。

事務局

議会でも、押し付けになるような表現は配慮する、としている。しかし、町民の決まりということなので、条文によっては厳格な表現も必要ではないか。

会長

今後、町民の意見を聞く予定がある。ここで議論があったことを、町民に紹介し、最後議会で議決するので議会に選択を委ねる方法もある。今後、町民参加と議員の意見を聞いた上で、最終決定をどのようにするかは町のほうで判断いただくことはどうか。

次に前文についてはいかがでしょうか。

委員

前文とは何かを入れる必要があるか。

会長

必ずしも前文を入れる必要はない。しかし、最近、自治基本条例では前文を書くのは通常化している。憲法では前文がある。他の法律では前文は、基本的にない。条例となると前文が入る場合が多い。

委員

町の特徴がよく書かれているようだ。

委員

あったほうが良いのでは。町のことを説明し、認識した上で、条文に入るほうが良い。

会長

前文を入れる方向とする。では、誰が書くのか。行政ではなく委員皆で作業するのが良いのではないか。キーワードがあれば、皆から出して欲しい。町の歴史や町民の思いを盛り込む例もある。

事務局

叩き台が必要か。町民憲章や総合計画を参考にするのはどうか。

委員

町が考えた将来像を入れるのはいかがなものか？

会長

今、町の掲げる将来像は総合計画にあるのか。他の条例では、町の歴史で特徴的なことを書き、その上で町民がまちづくりに参加して自治を行うことを高らかに謳いこむことが常態化している。どのような言葉を入れるかが重要である。

町の歌はどうか。環境条例は環境に特化している。都市マスタープランは淡々と描かれている。町のホームページの紹介文章を中心に、叩き台を出して皆に判断してもらうのはどうか。

委員

委員各人が素案をつくったらどうか。

委員

中井町になった経緯を子どもたちは知らない。根本的なことはどうか。

委員

中井町の所以、中村と井ノ口村の合併、その前はどうかだったのか入れるのはどうか。

委員

中井町になる前の歴史の経過は、文献上あまりない。そこまで遡って書く必要があるのかどうか。

委員

たしか、二宮高校の生徒が調べたものがあるのではないか。おおまかでよい。

委員

中井町史に大まかには載っている。江戸時代、中井町は相模の国の展望台と言われた。七国峠があり、そこから7つの国が見えた。今はゴルフ場になっているが、三角錐が残っている。子どもころは、正月のお飾りを作るために松の枝を取りにいったが、相模湾が真下に見える。伊豆、駿河、甲斐、武蔵等の国が見えた。

委員

そのあたりがさらっと入って、明治41年の話につながっていけば良いのでは。

会長

次に定義について。町の説明にあったとおり、自治会も住民の団体である。よって自治会等にして、自治会をメインにその他の住民団体もあるとして、このような定義にした。ご議論いただきたい。

委員

生活環境の改善などの共通利益の促進を図るため、と書いてあるが違うような気がする。自治会とはそういうものなのか。

委員

昔の部落や自治会などは、お互い隣近所の相互扶助の観点から生まれてきた。最初は行政がつくったものではない。確かに生活改善は有りだろうが、共通利益の促進とは何であろうか。

委員

やさしく、分かりやすく書いたほうが良い。

事務局

行政文章では、自治会の目的はどこも変わらないであろう。親睦という言葉が前面に出て良いのか。相互扶助、相互の繋がりとか絆、助け合いなどのニュアンスがベースなのではないか。その一環として、親睦ということはあるだろうが。

会長

そもそもは助け合いの組織だったはず。自治の基本的組織が自治会であろう。生活環境とは言わず、町民同士の助け合いを図るために、地域ごとに組織された自治会と言う方法はある。それ以外の住民団体とは、助け合いや公共的関心、例えば花をいっぱい植えたり、側溝の清掃などを行ったりすることを公共的活動と呼び、それを行う町民等による団体として書き込んでいる。

事務局

自治会の定義については検証したい。その他、NPO法人も含めて。

会長

とりあえず自治会と住民団体を一緒にしているが、どうしたらよいか。自治会等という形でいくのか、自治会と住民団体をあえて分けるのか。分けるとしたら違いは何か難しい。

委員

この中で文言を分ければ良い。

会長

助け合いの組織である自治会と公共的活動を行う住民団体をもう少し分かりやすく書くように修正したい。

総則の責務について（資料 1、p.2）大きく変わっている。前回、町長の責務について議論があった。

法律上少しややこしい。町長は町の執行機関である。よって町に含まれる。そうすると町長について2回も書かれることになる。どうすべきか。町長だけをあえて書く必要があるかどうか。

委員

会長が言われたことを考えていた。確かに前回、町長の責務を明確にすべきという意見が出て、修正案が出ている。しかし、他の事例では、市長は、とか、町長は、と記述しているものは、あまりない。町の執行機関の代表者は町長である、と法令上もとらえている。

委員

前回、提案した時の考え方は、首長が町のリーダーになり、リーダーの資質を町の責任者は持つべきだ、という意味合いだった。形式的に、収まる文言にするならば、こだわってはいない。今後の時代を見据えるのであれば、必要な文言であるとその時思ったからである。

会長

それでは、町は～、という文章にする。町長も含め執行機関として町民の信託に基づきまちづくりを行っていかなければならないとする。そういった旨の文章と合体させる。リーダーシップをとり、町民の意思実現のための努力を促す文章とするのはどうか。それ以上に書くべきか。

委員

その時に思ったことである。例えば、リーダーになるような人は、町民7割が反対しても、将来を見通した情勢判断ができる資質を持っていないといけないと思った。そういったことをまとめて、バランスよく書くなら構わない。

事務局

大磯町の例では17条として「町長の責務」とある。「町長は、町政を代表する者として町の事務を管理し～」とある。さらに19条として「町政運営の基本」とあり、町と町長が混載している。同じ条文のなかに町と町長とがあり、おかしいのではないか。

会長

では、町は～、のなかに町長のことも入れることとする。

事務局

三鷹市の自治基本条例の定義では、市長等と市をきちんと定義で分けている。市長等とはいわゆる執行機関である。市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会な

ど。定義にはないが、あえて、市長だけを言いたいときは、市長は～、といった言葉づかいにしている。逆に、市は～、というときは、定義で基礎自治体の三鷹市を指すとしている。つまり、自治体としての市全体を指す時は市や町単位で呼び、機関名を指す時は執行機関名や町長という表現をして使い分けている。

一方、箱根町の例では、すべて、町は～、という表現で統一されていて明確ではない。

委員

文言としてはどちらでも問題ないのでは。

事務局

明確にしないと、次の主語の表現が変わってくる。

会長

それでは、全体の主語を見ながら、町長をどうするか考える。当分は文章としておかしくないとしても、町は～、の文章のなかにあえて町長をいれることも想定する。最後の段階で、町長と町、執行機関を分けるかどうか検討したい。

先に進みたい。次に計画について。議会基本条例では基本構想と基本計画の分け方をきちんとしている。そうすると自治基本条例も基本構想、及び基本計画としたほうが良い。総称して議会基本条例とは言っていないですね。そうすると参照するということになると思う。よって基本構想、及びこれに基づく基本計画を策定するものとする、という文章になる。そして、進捗状況を公表するよう努めなければならない、となる。

行財政運営について。行政運営と財政運営を一緒にした。よって、行政評価を行うものとする、と加わっている。いかがだろうか。

事務局

まだ行政評価はしっかりした形ができていない。外部を入れるかどうかははっきりしていない。行うものとする、という表現で、公表する流れとなるのか。

会長

地域のまちづくりについて。前回の議論を踏まえ、歴史文化の継承を追加している。子どもたちの参画も盛り込んだ。4つ目の主語が、町長は～、となっており、次に町は地域のまちづくりに必要な支援を行うよう努めなければならない、とした。前回の議論が反映しているかどうか、ご意見をいただきたい。

言葉の使い方については、承継という言葉を使っていた。法律上の権利の場合は承継と使うが、歴史文化なので継承とした。法律的に問題はないか。

事務局

問題ないです。

委員

子どもの参画は大事なことだが、子どもだけ特記しているように見えてしまう。子どもも親も参画できる体制ということだろうが、高齢者もいる。子どもがゼロの自治会もある。

会長

子どもだけでなく、高齢者や障がい者など全体に配慮しなければならないのに、特記するのはおかしいということか。確かに文章に入れてみると違和感がある。では、子どもたちとはあえて言わないで、皆の意見を尊重するといった表現にするのはどうか。

委員

子どもたちは残したほうが良いと思う

委員

子どもたちの参画ではなく、子どもたちを育成する、というイメージのほうが良いのではないか。町民全体が子どもたちの育成の責を負うといったような。

会長

わかりました。子どもたちの育成のために皆が配慮しよう、という表現にします。育成する、という言葉を使います。

委員

官民協働の項目では、「努めるよう」が要らないのでは。

会長

そうですね。他に、町づくり表彰制度は、平仮名で統一します。

次に、見直しについて、いかがですか。前回の意見では、4年以内でも必要になれば見直すということで、4年を越えない期間、という文言にした。

委員

もっと厳しくてよい。4年を超えない期間を4年以内と表現したほうが分かりやすいのでは。

事務局

見直す組織をどうするかの問題もある。

会長

分かりづらい文章の典型例です。すっぱり4年以内とするべきか。4年ごととする、では2年で見直すことはいけないのか、ということになる。分かりやすくということならば、4年以内とする、としたほうが良い。

会長

まちづくり表彰制度については、いかがですか。

委員

小田原市などの自治功労などの制度は、別にある。条例化していない。中井町でも、子ほめという表彰の要綱がある。それは、条例で定める必要はないと思う。条例のなかに、こういった制度の必要性は書いても良いと思う。

委員

特に、まちづくりの表彰例は、ないのでは。

委員

小田原市では、地域清掃や文化継承、祭り囃子の指導などをまちづくり表彰している。議員や民生委員といった自治功労者への表彰とは別である。

会長

項目のタイトルがいけないのではないか。制度としないで、まちづくり表彰とすべき。表彰制度をつくるわけではない。制度という言葉削除して、条例に基づいて、まちづくり表彰ができるということにしたい。

委員

まちづくり表彰で、高齢の夫婦が表彰されているが、あれは何なのか。

委員

あれは表彰ではなく、敬老会の長寿の祝いである。

会長

その他、提言書のイメージなど参考に、全体的な意見を言って頂きたい。

委員

町長は、というところが結構ある。リーダーシップをとってもらの意味で、町長がないとおかしくなってしまう。

委員

形式は、議会基本条例に合わせたらどうか。前文で、ですます調になっている。前文と本文が不統一でも問題ないのか。

委員

条例の書き方は法律で決まっているわけではない。議会基本条例の前文はですます調にして、総則以下は、議員は自らを律するという意味で、このような書き方をしているのではないか。よって、多少表現は自治基本条例とは変わってくるのではないか。

会長

自治基本条例は町民を律する、ということで、文章としてどちらがいいかですね。するものとする、となると義務規定である。

会長

確かにおかしいところはある。

分かりやすい条文にする、ということは、一致していると思う。今後、町民の意見も聴きながら、最終的に判断したい。

会長

次回、5月に提言書としてまとめる予定になるが、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局より今後の予定について説明

以上